

住宅省エネキャンペーンにおける3省連携(リフォーム)

令和7年度補正予算案

- ・先進的窓リノベ2026事業(環境省)
- ・給湯省エネ2026事業(経済産業省)
- ・賃貸集合給湯省エネ2026事業(経済産業省)
- ・みらいエコ住宅2026事業(国土交通省)

1,125億円
570億円
35億円
300億円(リフォーム)

目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上に資する改修や高効率給湯器の導入などの住宅の省エネ化への支援を強化する必要。

国土交通省、経済産業省及び環境省は、住宅の省エネリフォームを支援する補助制度について、3省の連携により、各事業を組み合わせることで利用すること(併用)や、ワンストップでの申請対応を予定している。

対象

工事内容			補助対象	補助額														
①省エネ改修	1)高断熱窓の設置※1,4 先進的窓リノベ2026事業		高性能の断熱窓 (熱貫流率(Uw値)1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの、その他要件を満たすもの※6等)	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限100万円/戸														
	2)給湯器※2,4	高効率給湯器の設置 給湯省エネ2026事業	高効率給湯器 ((a)ヒートポンプ給湯機、(b)ハイブリッド給湯機、(c)家庭用燃料電池)	定額(下記は主な補助額) (a)10万円/台、(b)12万円/台、(c)17万円/台														
		既存賃貸集合住宅におけるエコジョーズ等取替 賃貸集合給湯省エネ2026事業	エコジョーズ/エコフィール* *従来型給湯器からの取替に限る *補助対象は賃貸集合住宅に設置する場合に限る	追焚機能無し:5万円/台または8万円/台 追焚機能有り:7万円/台または10万円/台 ※ドレン工事内容によって補助額を決定														
	3)開口部・躯体等の省エネ改修工事※3,4,5 みらいエコ住宅2026事業		開口部、外壁、屋根・天井又は床の断熱改修、エコ住宅設備の設置の組合せ※7	<table><tr><th>対象住宅</th><th>改修工事</th><th>補助上限額</th></tr><tr><td rowspan="2">平成4年基準を満たさないもの</td><td>平成28年基準相当に達する改修</td><td>上限:100万円/戸</td></tr><tr><td>平成11年基準相当に達する改修</td><td>上限:50万円/戸</td></tr><tr><td rowspan="2">平成11年基準を満たさないもの</td><td>平成28年基準相当に達する改修</td><td>上限:80万円/戸</td></tr><tr><td>平成11年基準相当に達する改修</td><td>上限:40万円/戸</td></tr></table>			対象住宅	改修工事	補助上限額	平成4年基準を満たさないもの	平成28年基準相当に達する改修	上限:100万円/戸	平成11年基準相当に達する改修	上限:50万円/戸	平成11年基準を満たさないもの	平成28年基準相当に達する改修	上限:80万円/戸	平成11年基準相当に達する改修
対象住宅	改修工事	補助上限額																
平成4年基準を満たさないもの	平成28年基準相当に達する改修	上限:100万円/戸																
	平成11年基準相当に達する改修	上限:50万円/戸																
平成11年基準を満たさないもの	平成28年基準相当に達する改修	上限:80万円/戸																
	平成11年基準相当に達する改修	上限:40万円/戸																
②その他のリフォーム工事※3,4 (① 3)の工事を行った場合に限る)			住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等															

蓄電池を設置する場合の補助事業

・以下の補助事業を組み合わせることで利用可能(併用可)。

	補助概要	補助率
DR※1に対応したリソース導入 拡大支援事業(仮)※2	DRに活用可能な家庭用等蓄電システムの導入を支援	3/10

※1ディマンド・リスパンスの略称。電力需要を制御することで、電力需給バランスを調整する仕組み。

※2別途申請の必要有。蓄電システムに係る契約または受発注及び支払いは交付決定前の着手不可。

※1「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」(環境省)による支援(令和7年度補正予算案)

※2「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」(経済産業省)及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」(経済産業省)による支援(令和7年度補正予算案)

※3「みらいエコ住宅2026事業」(国土交通省)による支援(令和7年度補正予算案)

※4 ①1)、3)及び②については、補正予算案の閣議決定日(令和7年11月28日)以降にリフォーム工事に着手したもの、①2)については、補正予算案の閣議決定日(令和7年11月28日)以降に対象工事に着手したものに限る(いずれの場合にも、交付申請までに事業者登録が必要)。

※5「先進的窓リノベ2026事業」(環境省)を併用する場合については①3)開口部の断熱改修、「給湯省エネ2026事業」(経済産業省)及び「賃貸集合給湯省エネ2026事業」(経済産業省)を併用する場合については①3)のエコ住宅設備の設置として扱う。

※6 製造事業者が当事業の実施によって得られる収益の一部を基に自社の成長等を図っていくこと等についてコミットすること(ただし、企業の規模等による)など

※7「『リフォーム前の省エネ性能』と『リフォーム後の省エネ性能』に応じた改修部位や設備の組合せ」をあらかじめ指定・公表する。